

高齢者虐待防止 対応マニュアル 〈施設編〉

令和6(2024)年10月

柏崎市介護高齢課

目次

第1章 高齢者虐待の基本

1. 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義……………1
2. 高齢者虐待防止法による養介護施設従事者等の範囲……………1
3. 身体拘束と高齢者虐待との関係……………2
4. 高齢者虐待を考えるための2つの視点……………3
5. 通報義務、公益通報……………4

第2章 虐待発生時における市の対応

1. 養介護施設等における対応フロー……………5
2. 通報を受けた市の対応……………8
3. 施設職員、施設管理としての責務……………11

- 引用文献、参考文献……………13

参考資料

第1章 高齢者虐待の基本

1. 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」という。)では、高齢者とは、65歳以上の者と定義されており、養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」(以下「養介護施設等」という。)の業務に従事する者が行う次の行為とされています。

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2)介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。言葉や態度などのことを指す。

(4)性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 高齢者虐待防止法による養介護施設従事者等の範囲

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される次の施設と事業の業務に従事する人のことを指します。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の業務 に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

※ 地域支援事業(包括的支援事業)の一つとして、介護保険法第115条の45では、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられていることから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な支援を行っていく必要があります。

3. 身体拘束と高齢者虐待との関係

(1) 身体拘束の考え方

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」であり、介護保険法に基づいた運営基準上、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為です。入所者(利用者)の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなどの身体の一部の自由を奪う身体拘束は行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束が常態化することにより、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛(心理的虐待)を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう(身体的虐待)危険性があります。

高齢者が他者からの不適切な行為により、権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられています。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典:介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き
(身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた検討委員会,令和6年3月)

(2) 身体拘束の緊急やむを得ない場合とは

緊急やむを得ない場合に該当する3要件をすべて満たすことが必要です。

- 切迫性:高齢者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

仮に3要件を満たす場合にも、以下の4点に留意します。

- ① 本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討
緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、担当の職員(または数名)では行わず、施設全体として判断します。
- ② 緊急やむを得ない場合の3要件と照らし合わせた慎重な検討
介護現場において、「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たすケースは極めて少ないです。身

身体拘束が例外的に許容されるのは、緊急やむを得ない場合に該当する客観的な状況が存在する場合です。3要件について、本人・家族、本人に関わっている関係者・関係機関全員で、慎重に検討を行うことが求められます。

③ 本人や家族に対する詳細な説明

本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得よう努めます。

④ 3要件の再検討及び該当しなくなった場合の解除

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、3要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することが重要です。

4. 高齢者虐待を考えるための2つの視点

(1) 顕在化した高齢者虐待以外にも、気づかれていない虐待がある。

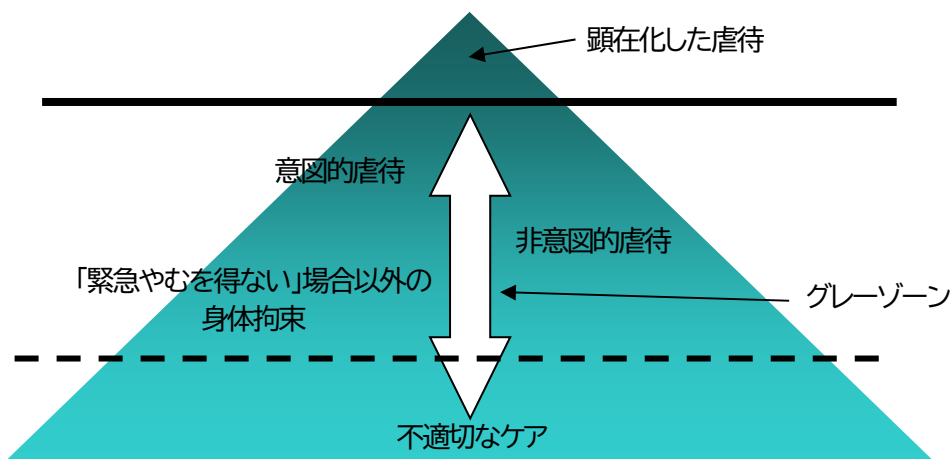
- ・意図的な虐待であるが表面化していないもの(意図的虐待)
- ・結果的に虐待を行ってしまっているもの(非意図的虐待)
- ・緊急やむを得ない場合以外の身体拘束

(2) 明確に虐待であると判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在する。

- ・「虐待である」とは言い切れないが「不適切なケア」であるもの
- ・明確な線引きは出来ず「不適切なケア」を底辺として連続しているもの

詳細は、15ページの不適切なケア・虐待の防止のための研修ツール具体例を参照してください。

「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図



(★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海 施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

5. 通報義務、公益通報

(1) 養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報義務

高齢者虐待防止法第5条第1項では、保健・福祉医療従事者の責務として、高齢者福祉の仕事に従事する人は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めることが示されています。特に、養介護施設従事者等は、自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、速やかに市町村に通報しなければなりません(高齢者虐待防止法第21条1項)。

高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや、高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待を止めることが大切です。このため、養介護施設従事者等以外のすべての人についても生命や身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合には、速やかに通報する義務があります(高齢者虐待防止法第21条第2項)。また、重大な危険が生じている場合でなくても速やかに通報するよう努めなければなりません。(高齢者虐待防止法第21条第3項)

(2) 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法第21条第6項では、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を妨げるものと解釈してはならないことが規定されています。したがって、高齢者虐待の相談や通報を行うことは、養介護施設従事者等であっても「守秘義務違反」にはなりません。また通報を行った養介護施設従事者等は、通報等したことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。

なお、これらの規定が適用される通報については、虚偽であるもの及び過失によるものは除きます。

(参考) 公益通報者保護法による規定

公益通報者保護法(第2章)では、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件※を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

※所定の要件とは、

- ①公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある。
- ②公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ所定の事項を記載した書面(通報者の氏名、住所、公益通報の対象となる事実の内容や当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由等を記載)を提出すること。

保護規定の内容(公益通報者保護法第3条、第4条、第5条)

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

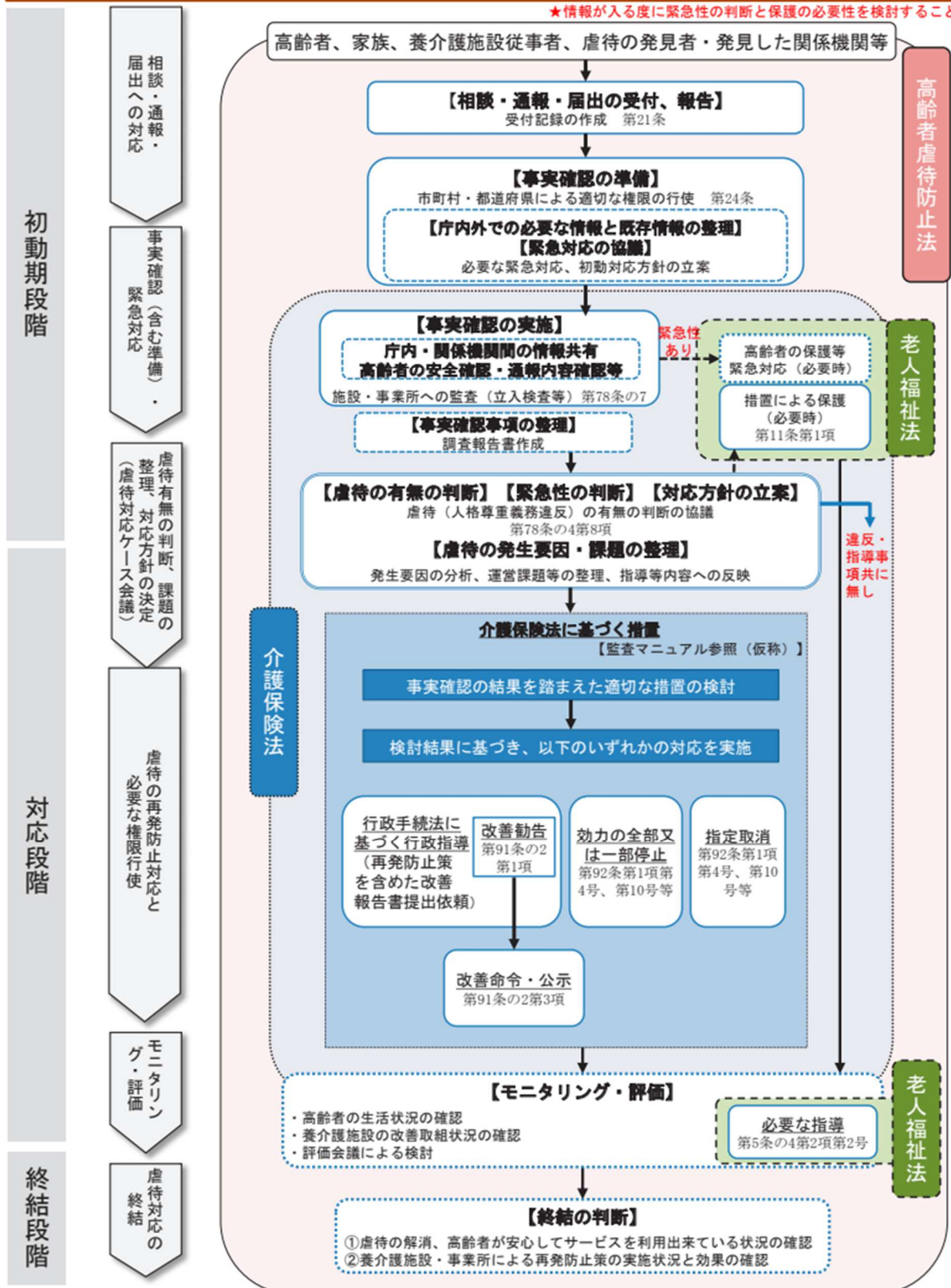
第2章 虐待発生時における市の対応

1. 養介護施設等における対応フロー

市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、**高齢者虐待防止担当部署並びに当該養介護施設等の指導監査担当部署が協働して対応する必要があります。**

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



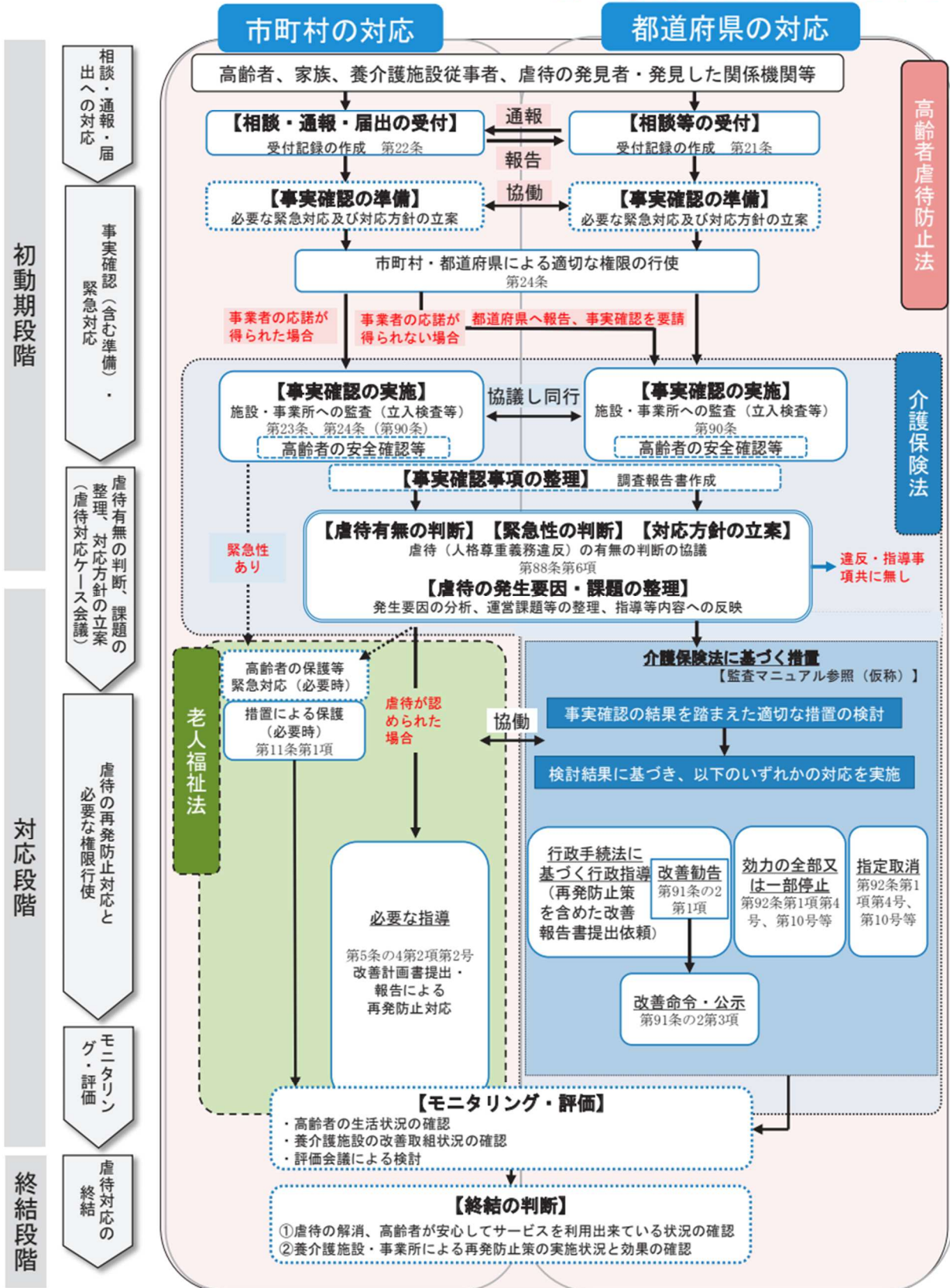
出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局、令和5年3月）

都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

注) 条文は特別養護老人ホームの場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

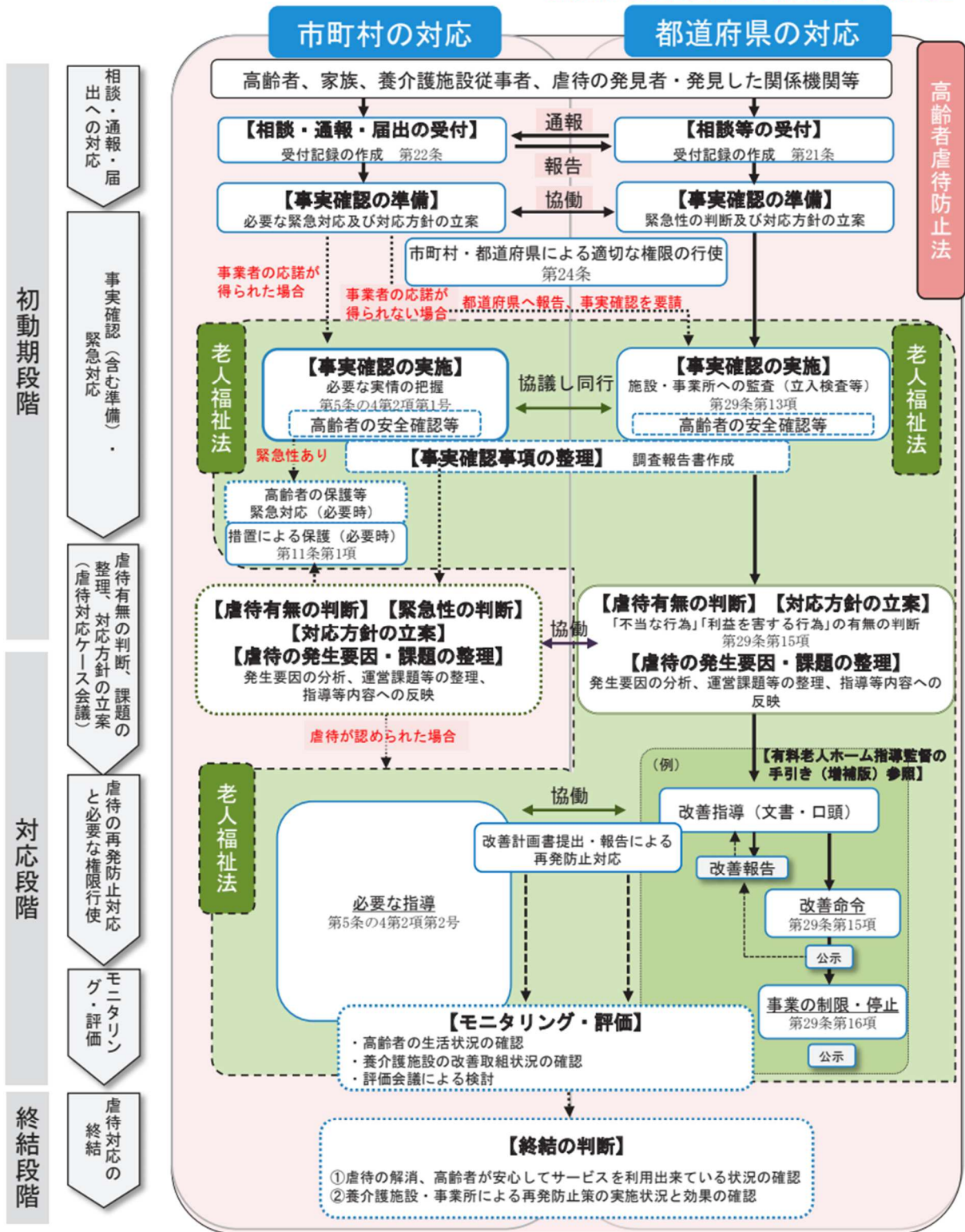
★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



有料老人ホーム（未届施設等）の場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



対象

有料老人ホーム

特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)

サービス付き
高齢者向け住宅

※上記フロー図は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による高齢者虐待として対応。

2. 通報を受けた市の対応

高齢者虐待の通報等を受け付けた市は、高齢者虐待防止法に基づき、養介護施設等に対して事実確認調査を行います。調査の結果、高齢者虐待や基準違反、その他改善が必要な事項が認められた場合は、必要に応じて改善のための指導等を行い、その後の改善に向けた取組の実施状況等のモニタリング、評価を行います。

(1) 相談・通報・届出の受付

虐待の相談、通報は、養介護施設等がある所在地の市町村が受理します。指定権者が都道府県の場合は、市町村から都道府県へ報告します。当該養介護施設等所在地以外の市町村が相談、通報を受けた場合は、当該養介護施設等が所在する市町村への通報を案内し、あわせて通報者から必要な基礎情報を聞き取り、当該養介護施設等が所在する市町村へ通報します。

(2) 事実確認

①事実確認の法的根拠

通報等の内容により、高齢者虐待に該当する可能性があると判断された場合には、虐待防止法第24条の規定により、介護保険法第90条並びに老人福祉法第18条及び第29条の規定に基づく監査(立入検査等)による事実確認を行います。

立入検査等以外に、介護保険法第23条、第24条に基づく運営指導及び老人福祉法第5条の4第2項に基づく調査を併用して事実確認を行うことも可能です。

立入検査等に関連する介護保険法及び老人福祉法

➤ 介護保険法に基づく施設・事業所

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・居宅サービス:第76条 | ・介護医療院:第114条の2 |
| ・地域密着型サービス:第78条の7 | ・介護予防サービス:第115条の7 |
| ・居宅介護支援:第83条 | ・地域密着型介護予防サービス:第115条の17 |
| ・介護老人福祉施設:第90条 | ・介護予防支援:第115条の27 |
| ・介護老人保健施設:第100条 | |

➤ 老人福祉法に基づく施設・事業所

- ・第18条
(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)
- ・第29条第13項(有料老人ホーム)

②事実確認における調査項目

ア 高齢者本人への調査項目

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の事実と経過
- ・高齢者の安全確認と身体、精神、生活状況等の把握
- ・高齢者の希望や意向
- ・サービス利用状況
- ・その他必要事項

イ 養介護施設等への調査項目

- ・当該高齢者に対するサービス提供状況

- ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ・通報等の内容に係る事実確認、状況
- ・職員の勤務体制
- ・その他の必要事項

(3) 虐待対応ケース会議

事実確認に参加した職員とその他関連する職員で虐待対応ケース会議を行います。会議では、虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針を決定します。

虐待の有無を判断する際の考え方

- 行われた行為だけでなく、高齢者の尊厳、心身や生活への影響という視点で捉える
高齢者が行われたことだけをみれば、虐待とまではいえないグレーゾーンな場合であっても、その行為が高齢者の尊厳がないがしろにされていないか、権利利益が侵害されていないか、身体面、精神面、行動面に対して何らかの悪影響を及ぼしていないか(あるいは及ぼすおそれはないか)、という視点で考える。
- 専門職や関係機関等からの意見を含め総合的に判断する
虐待に該当するかどうか判断に迷う場合には、市が構築している高齢者虐待防止ネットワーク等に参画している法律専門職、医療関係者、学識経験者など複数の専門職や都道府県などの関係者・機関を交えて検討し、総合的に判断することが望ましい。

(4) 県への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、指定権者の管轄に関わらず、市は虐待に関する事項を県に報告します(高齢者虐待防止法第22条)。
ただし、県への報告は、高齢者虐待に認定された事例のみ行います。

県に報告する内容

- 虐待の事実が認められた養介護施設等の情報(名称、所在地、サービス種別)
- 虐待を受けた高齢者の状況(性別、年齢、要介護度、障害高齢者日常生活自立度、認知症高齢者日常生活自立度、その他の心身の状況)
- 確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 市が行った対応(虐待認定日等)
- 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

(5) 改善計画の確認

養介護施設等に対し、改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。提出された改善計画は、指導内容に対し具体的な行動計画に基づいた取組内容が記載されているか、管理職中心の行動計画ばかりではなく、組織全体として虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか確認します。

改善計画書の内容確認事項例

- 市が指摘した事項が改善計画に反映されているか。
- 目標や達成時期が、中・長期に分けられて明確にされているか。
- 具体的方法が明記されているか。
- 改善計画の作成には、経営層、管理層、職員全員が関わっているか。 等

(6) モニタリング・評価

改善取組は、改善計画に基づいて評価をしていきます。期間を定めて目標を設定した場合に、期間が過ぎた時点で評価を行います。例えば、6か月、1年後と区切って目標を設定した場合は、それぞれの期間が過ぎた時点で訪問し評価します。

評価方法は、改善取組に関する実施状況については実施記録等、管理者や職員の状況についてはヒアリングやアンケート等、高齢者の生活状況については面接等です。

訪問して得た結果は、評価報告書に整理して評価会議で報告します。評価会議は、高齢者虐待対応担当部署(管理職を含む。)、老人福祉法担当部署や介護保険法担当部署及びその他関連部署のメンバーにより行います。

評価を行った時点で達成状況を確認し、達成されていない目標は期限を再修正して目標達成に取り組めます。評価結果は当該養介護施設等にフィードバックします。改善取組や目標達成が出来なかった項目に関しては、目標達成に向けた方策を検討するように指導を行います。

評価会議で確認する項目(例)

- 虐待・虐待が疑われる事象などが解消されているか。
- その他の虐待、虐待が疑われる事象が生じていないか。
- 個々の改善目標が計画通り達成されているか。
- 追加で改善が必要な事象はないか。
- 予防のための取組が継続して行われているか。
- 虐待の疑いが生じた場合の対応策が考えられているか。 等

(7) 終結

改善取組に関する目標が達成され、以下の2つの要件を満たした時点で対応を終了し、虐待は終結と判断されます。

- 虐待が解消し、高齢者が安心してサービス利用することができるようになったと確認できる
- 虐待の要因となった課題について、養介護施設等が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が実施できる体制の整備ができたことが確認できる

3. 施設職員、施設管理としての責務

(1) 施設職員としての責務

- ① 高齢者虐待を発見しても、施設内においては職員同士がかばいあうことが想定されますが、虐待と思われる行為や不適切なケアを受けている高齢者を発見した場合は、その場で職員間の注意喚起が必要です。一人だけで悩み、見てみぬ振りをせず、直属の上司や管理者に相談、報告することが必要です。また、高齢者本人や家族から虐待の訴えを受けた場合も同様です。
- ② 職員本人が虐待と思われる行為や不適切なケアを行った場合も、高齢者の権利擁護の観点から隠したりせず、早期に上司に報告することが大切です。また、高齢者虐待の通報は法律的な義務として行うべきものです。

(2) 施設管理者としての責務

高齢者虐待やその疑いが生じた場合の対応には、施設管理者のリーダーシップが重要です。

① 高齢者への対応

まず、高齢者の安全確保に努めるとともに、事実確認を行います。身体的虐待にあつては、本人の安全確認や治療の必要性の有無について確認を行い、治療が必要な場合は、速やかに適切な治療が受けられるよう手配します。体の傷など目で確認できるものは、本人等の同意を得て写真を撮るなどして保存します。心理的虐待にあつては、高齢者の心が傷ついていることが予測されるため、管理者は本人の話をじっくり受け止め不安を取り除くことが大切です。

② 家族への対応

事実確認後、速やかに虐待の経過について家族に連絡するとともに謝罪します。家族に早期に面接できない状況であれば、まず電話で連絡をし、その後お会いするという方法が望まれます。また、損害賠償が必要な場合は、誠実に対応することが重要です。

③ 虐待者への対応

施設長等は、虐待が疑われる職員に事実確認をします。その際には、虐待の実態や虐待と思われるケアが行われた背景、人員の配置状況等を確認します。虐待者が、虐待と意識していない場合や介護ストレスから精神的に追い込まれていることも考えられるので、初めから虐待と決めるつけることなく、慎重に確認します。また、他の職員にも並行して事実確認を行います。

④ 他の職員への対応

虐待が発生した場合には、虐待を行った職員の資質によるものと決め付けて、その職員を叱責したり、その職員だけを研修したりするのではなく、職員全体・施設全体の問題として捉えて対応することが望まれます。そのため、虐待の事実を職員間で共有することが大切です。さらに、関係者(虐待の当事者職員、上司及び施設長)の処分が必要な場合が生じたら、就業規則等に基づいて適正に行う必要があります。

⑤ 相談者の保護

高齢者虐待の通報等を行った職員等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(高齢者虐待防止法第21条第7項)と規定されています。

また、公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨の通報を行おうとする場合には、不正の目的で行われた通報でない、通報内容が真実であると信じる相当の理由があることの2つの要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています(公益通報者保護法第3条3項)

管理者は、職員に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知することが必要です。

⑥ 施設全体の取組

虐待については、管理者レベルでのみで処理するのではなく、施設一丸となった取組が必要です。具体的には、高齢者権利擁護委員会等の場を活用して、虐待事例に対する発生原因の調査・分析を行い、再発防止に向けた職員会議、職場内研修等を行います。なお、職員会議等に参加できなかった職員に対するフォローを行い、全職員で虐待防止に対する取組を共有することが重要です。

⑦ 行政への報告と協力

虐待は他者から見えないところで行われる傾向をもち、管理者が知らないところで起こり得ます。また、虐待をしている職員に自覚がないまま行われていることがあるため、施設が事実確認の調査を行うことは簡単ではありません。虐待が疑われた場合には、市に通報することが大切です。（高齢者虐待防止法第5条）

引用文献、参考文献

- 老健局：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について,2023年
- 認知症介護研究・研修センター(仙台、東京、大府)：「高齢者虐待を考える」養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集,2008年
- 認知症介護研究・研修センター(仙台、東京、大府)：「施設・事業所における高齢者虐待防止の支援に関する調査研究事業調査報告書,2008年
- 認知症介護研究・研修センター(仙台、東京、大府)：「施設・事業所における高齢者虐待防止に関する調査研究事業,2007年
- 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き,2024年
身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた検討委員会
- 日本虐待防止センター：「高齢者虐待防止トレーニングブック 発見・援助から予防まで」中央法規,2006年
- 高齢者虐待防止研究会：「高齢者虐待に挑む」中央法規,2006年
- 介護・看護職のための虐待防止ケースアドボケイト実践チェックリスト」医歯薬出版,2006年
- 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課：「高齢者虐待防止対応マニュアル」,2019年
- 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク：「松戸市高齢者虐待防止マニュアル(養介護施設用)ーみんなで防ごう高齢者虐待ー」,2023年
- 平成16年度老人保険増進等事業による研究報告書(グループホーム事故予防事例集)

参考資料

高齢者虐待や不適切ケアの起こる要因とその防止策

組織運営の健全化

問 題	対 策
理念とその共有	① 介護の理念や組織運営の方針を明確にする ② 理念や方針を職員間で共有する ③ 理念や方針実現への具体的な指針を提示する
組 織 体 制	① 職責・職種による責任・役割を明確にする ② 必要な組織を設置運営する ③ 職員教育の体制を整える
運 営 姿 勢	① 第三者の目を入れ、開かれた組織にする ② 高齢者・家族との情報共有に努める ③ 業務の目的や構造、具体的な流れを見直してみる

負担やストレス・組織風土の改善

問 題	対 策
負 担 の 多 さ	① 柔軟な人員配置を検討する ② 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する ③ 最も負担の高まる夜勤時に特段の配慮を行う
ス ト レ ス	① 職員のストレスを把握する ② 上司や先輩が積極的に声をかけ、悩みを聞く
組 織 風 土	① 組織的な対策に1つずつ丁寧に取り組んでいく ② 取組の過程を職員間で体験的に共有する ③ 負担の多さやストレスへの対策を十分にはかる

チームアプローチの充実

問 題	対 策
役割や仕事の範囲	① 関係する職員がどのような役割をもつべきか明確にする ② リーダーの役割を明確にする
職 員 間 の 連 携	① 情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める ② チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める ③ より良いケアを提供するためには、立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認する

倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施

問 題	対 策
“非”高齢者本位	① 介護サービスにおける「高齢者本位」という大原則をもう一度確認する ② 実際に提供しているケアの内容や方法が「高齢者本位」に基づいたものであるかをチェックする
意 識 不 足	① 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する ② 目指すべき介護の理念をつくり共有する
虐待・身体拘束に関する知識	① 関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ ② 身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ （「覚える」より「考える」学習を）
認 知 症 ケ ア	① 認知症という病気やその心理について、正確に理解する ② 認知症に伴う行動・心理症状には本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく
アセスメントと個別ケア	① 高齢者の心身状態を丁寧にアセスメントすることがスタート ② アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討する
ケアの質を高める教育	① 認知症ケアに関する知識を共有する ② アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ（実践の中で学ぶ）

不適切なケア・虐待の防止のための研修ツール

不適切なケア具体例

(1)身体的なもの

- 1 微熱を理由に、ベッド上での生活を強制された。
- 2 声掛けの為に腰を叩かれ、とても痛がった。
- 3 大きなスプーンで口一杯に入れる為、上手く呑み込めず、むせてしまうことがある。
- 4 車椅子の移動、あるいは食事の介助、衣服の着脱時等、乱暴であったり、テンポが速かったりして入居者がおどおどしている場面を見ることが多い。
- 5 人としての扱いに欠けているような気がする。
- 6 高齢者の方に布団を掛けるとき、放り投げるように掛けた。
- 7 可動制限があるにも関わらず、健側(障害を受けていない側)から無理矢理着替えをさせた。
- 8 左手が使えないのに、両手でしか出来ない作業を与えられた。
- 9 食事をまだ口にしていないのに、強い薬(抗生剤)を飲ませようとした。
- 10 最初から、粉薬をご飯に混ぜてしまう。
- 11 鼻から入れているチューブを抜き取る事があったので、ベッドに手を縛られた。縛り方に問題があり、痛々しかった。
- 12 ベッドへ移動する時、少し乱暴に寝かせているのを見かける。
- 13 ベッドから車椅子への移乗を依頼したら、「乗っければいいんですね」と物扱いされた。
- 14 車椅子のベルトで拘束されているのを目撃した。
- 15 トイレに閉じこめられた。
- 16 つねられたか、はたかれたようで、手足に触れると「痛い、痛い」という。腕や足につねったような傷跡と内出血があった。
- 17 認知症だから分からないだろうと思って、頭を叩かれた。
- 18 車椅子を強く押し放つ。
- 19 点滴の痣と打撲と間違えるような対応の仕方があった。
- 20 声掛けなしに、ベッドから車椅子に移乗させた。

● 微熱を理由に、ベッド上での生活を強制された。

運動をさせないだけではもちろん身体的虐待とは言えません。しかし、運動制限による廃用性症候群などで残存能力の低下をまねけば、その積み重ねは身体的な虐待になります。合理性のない強要なら身体的な虐待にもなりかねません。もちろん運動の制限には安静の必要など合理的な理由があると思います。だからこそ、高齢者・家族にその理由や期間、そうすることのメリットとデメリットを明示し理解をもとめたいものです。

また、脳梗塞などの受傷により障害を負った方やその家族が運動訓練などによって少しでも回復したいと熱望されるのは自然な思いです。その強い思いから“ベッド上の生活を強制された”と受け止められてしまうこともあるでしょう。そういう気持ちに寄り添いつつ合意を得ていく努力を心がけなければなりません。

● 鼻から入れているチューブを抜き取る事があったので、ベッドに手を縛られた。

● 車椅子のベルトで拘束されているのを目撃した。

身体拘束は虐待です(第1章3「身体拘束禁止規定と高齢者虐待との関係」参照)。もちろん、高齢者の身体や生命を守るために緊急やむを得ない措置が必要な場合もあります。

しかし、そのための3要件(切迫性、非代替性、一時性)などをきちんと整え、家族や関係者に誤解を招かないようにしたいものです。

● 腕や足につねったような傷跡と内出血があった。

高齢者の中には、身体の状態から皮膚の毛細血管が脆弱化し皮下出血を起こしやすい方がいらっしゃいます。圧迫面積を広くとったりタオルなどの緩衝材を用いるなど最善のケアをしていたりして

も必要な介護の過程で痣が残る場合もあります。見かけ上の外傷だけで虐待を判断できないところ
です。しかし、介護従事者としては、「そうした身体状態を把握していること」、「適切なケアを模索して
いること」、「そういう状況や経過をご家族や関係者にわかりやすく説明していること」などが求めら
れるでしょう。

- 車椅子を強く押し放つ。
- 声掛けなしに、ベッドから車椅子に移乗させた。

これらも行為自体は直接、身体的虐待とは言えません。虐待の悪意など全くなく、忙しさのあまり
の無意識なケアではないでしょうか。しかし、高齢者は身体的な脅威を感じ、身体的虐待を受けたと
感じます。自ら危険に対処することができない高齢者がそう感じるのは無理ありません。度重なれ
ば、身体的な事故がなくても心理的虐待につながる行為です。

ケアの初歩ですが、忙しさのあまり、そんなケアに陥っていないか、ときどき振り返っておきたい
ものです。

(2)介護・世話に関するもの

- 1 まだ十分トイレで対応できる時も、朝の1 回のみトイレで対応、朝以外はオムツ対応。
- 2 訪問の度に「目やに」がたまっている。
- 3 洋服がはだけていたり、汚れていたりしているのにそのまま。
- 4 いつ面会に行っても、同じ服を着ていることが多い。
- 5 夜間はオムツ交換をしてくれず、寝間着やシーツがびしょびしょになり、冷たかった。
- 6 汚れたシーツをすぐに替えてくれなかった。
- 7 ベッドのシーツ上の食べこぼしが常にある。
- 8 入浴後、髪の毛を乾かしてもらえない。
- 9 排泄後のズボンがねじれていることが結構ある。
- 10 食事量が減少している患者さんに「食べないと死んじゃうよ。」と言っていた。
- 11 一日中おしゃべりさせたり、椅子に座らせっぱなしだったり、積極的に働きかけをする姿勢が
ない。
- 12 忙しい時間帯は寝かされている。
- 13 床ずれで足が曲がったままである。
- 14 発熱時、家族が面会に行き、やっと氷枕をしてもらえた。
- 15 発熱者を寝間着に着替えさせず、服のままベッドで寝かせていた。
- 16 一週間、汗疹に気付かなかった。
- 17 涼しい日にカーディガンを着せてもらえなかった。
- 18 食事介助のスピードが早い。
- 19 介助法を工夫して、食事摂取量を増やして欲しいとお願いしたが、「うちでは出来ない。嫌なら
他施設に移ってくれ。」と言われた。
- 20 粥を落下させてしまった人に対して「あら残念ね。」と言って、代わりのものを運んでこなかった。
- 21 今は忙しいから、後でと言われた。
- 22 大小便の処置に困り、呼んだが、なかなか来てくれなかった。
- 23 呼び出しボタンを押しても、なかなか来ない。
- 24 職員を呼んでもなかなか来てくれないことが何度もあった。
- 25 数十分ほど、食堂の片隅に留め置いた。
- 26 座らせっぱなしなので、足の甲がむくんだ。
- 27 ベッド上で1 週間生活したため、歩けなくなった。

- まだ十分トイレで対応できる時も、朝の1 回のみトイレで対応、朝以外はオムツ対応。

ケアをする側の都合でしている場合には、「高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」
に該当します。高齢者・家族の思いとは違い、高齢者の身体状況等からオムツでの対応をせざるを得
ない時は、施設内で十分な検討を行い、高齢者・家族へ説明をして合意を得る必要があります。

- ベッドのシーツ上の食べこぼしが常にある。
高齢者・家族に不愉快な思いをさせていることは明らかです。気付かないことがあるかもしれませんが、“常にある”ということは問題です。
この場合には、「高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」に該当します。
- 一日中おしゃべりさせたり、椅子に座らせっぱなしだったり、積極的に働きかけをする姿勢がない。
- 忙しい時間帯は寝かされている。
高齢者・家族の捉え方から出ている声だとも思えます。日々の生活について施設内で話し合い、高齢者・家族から「介護・世話の放棄・放任」だと思われないようにすることが必要ではないでしょうか。
- 発熱時、家族が面会に行き、やっと氷枕をしてもらえた。
- 発熱者を寝間着に着替えさせず、服のままベッドで寝かせていた。
高齢者・家族への説明が不足していたのではないのでしょうか。なぜ、このような状況になっていたのかをきちんと説明をして理解を求めなければ「介護・世話の放棄・放任」だと言われてしまいます。
- 粥を落下させてしまった人に対して「あら残念ね。」と言って、代替りのものを運んでこなかった。
認知症により自分から食器を落として食事を終わらせる人もいます。
一概に「介護・世話の放棄・放任」だとは言えませんが、何の理由もなしに常態化されているのであれば「高齢者を衰弱させるような著しい減食」に該当します。
- 今は忙しいから、後でと言われた。
“後で”とは“いつ”になるのでしょうか。「〇分位待ってください」とか「〇時頃まで待ってください」と答えるように心がけたいと思います。
“後で”と言われたまま、待つことで「長時間放置」されていると感じる高齢者もいるのではないのでしょうか。
- 職員を呼んでもなかなか来てくれないことが何度もあった。
待たせたことへの謝罪の言葉がなかったのではないのでしょうか。ケアする側からすれば短い時間だと思っても、待っている側からすればとても長く感じていることもあります。
いつでも「お待たせしてすみません」と言えるようになっていきたいものです。

(3)言葉や態度等の心理的なもの

- 1 耳の遠い方が多い為、声が大きくなるが、正常な方は怒られているように感じる。
- 2 「入所しているのは、あなた1人じゃないんだから。」と言われた。
- 3 医師の心ない発言に対し、不信感を持った。
- 4 認知症高齢者に対して、「同じ事を何回も言わない。」「何回言ったら分かるの？」
「さっきトイレに行ったらばかりでしょう。」等と言葉を荒げて言う。
- 5 食べ残しをすると、「残した物は捨てなければならぬのよ。」と強い口調で言われた。
- 6 上から物を言う。高齢者(=年長者)を敬う態度から遠い。
- 7 名前を間違えられた。
- 8 「何やっているのだ。」「何ぐずぐずしているのだ。」等、乱暴な言葉遣い。
- 9 母の名前を呼び捨てや「お婆さん」と呼ぶ。
- 10 「それはやめましょう。駄目です。」等の指示している態度。
- 11 本人の前で気になるような言葉をしゃべっている。
- 12 本人のいる前で、トイレ(便のこと)に関して話された。
- 13 手が掛かる人に対して、聞こえない素振りをした。
- 14 忙しいことを理由に話を聞いてもらえない。
- 15 「早く食べて。」と急がせる言葉を言う人がいる。
- 16 車椅子の老婦人が「帰りたい。」と言っていることに対し、無視している。
- 17 怪我をした際、必要以上に「〇〇さん、分かりましたか？」と色々な職員に確認された。
- 18 認知症なので、本人は分からないが、あだ名を付けて呼んでいた。

- 19 「臭い、臭い」「ばっちいいね」と声掛けしながらオムツ交換をした。
- 20 厳しい口調で入居者に対応しているのを見た。エアコンの温度を下げたら、「勝手に下げないでくれ。」と言った。
- 21 自室での喫煙はしていないのに、「煙草の臭いがする。」と言われ、「嘘つき」と言われた。
- 22 同じことを何度も言ってしまう人に、「うるさい」と言う。
- 23 化粧をしている母に対し、眉の描き方がおかしいと平気で言う。
- 24 子どもに対してするように、頭を撫でる。
- 25 お願い事をした際、不快な顔をされ、少し嫌な感じだった。
- 26 対応に事務的なところを感じる。
- 27 一分一秒でもいたくない態度が見える。
- 28 夜間の失敗に対して、「(入所したくて)待機している人が1,000 人もいるのに、入れたのだから」と恩着せがましいことを言った。
- 29 「お前なんか早く死んじまえ。そしたら自分たちが楽になる。」と言われた。
- 30 意思疎通の出来ない人に対し、「もう食べないの?」と言った。
- 31 「何回も鳴らすな!」と不機嫌な顔で叱られた。
- 32 「あれが悪い。」「これが悪い。」と短所ばかり言う。

- 耳の遠い方が多い為、声が大きくなるが、正常な方は怒られているように感じる。
これは、高齢者虐待防止法や介護保険法等に抵触するわけではありませんが、施設職員からも指摘される内容です。聴覚障害の高齢者への配慮をしたつもりが、その声の響きや雰囲気等により、他的高齢者が驚いたり不快に感じたり、怯えてしまうことすらあります。
また施設は集団処遇、集団生活であるわけですが、大きな声は必要最小限に留め、できる限り家庭生活の環境に近づけ保つ努力をすべきでしょう。
- 食べ残しをすると、「残した物は捨てなければならないのよ。」と強い口調で言われた。
- 厳しい口調で入居者に対応しているのを見た。エアコンの温度を下げたら、「勝手に下げないでくれ。」と言った。
- 自室での喫煙はしていないのに、「煙草の臭いがする。」と言われ、「嘘つき」と言われた。
決めつけや一方的判断、説明不足等からくる強い態度も含まれる高圧的・指示的な態度や言動です。「嘘つき」という表現は、どのような文脈や言い方であってもサービス提供者である職員としては不適切であり、場合によっては暴言となるので、すべきではありません。
判断に迷う場面や、誤解を招く可能性のある表現・言動については職員としては、しないほうを選ぶべきでしょう。
- 名前を間違えられた。
職員も人間ですから、名前を間違えることもあるかもしれませんが、施設は集団生活だからこそ、個人を尊重した処遇が欠かせません。名前を正確に覚えるということは、職員にとって高齢者との信頼関係の構築と維持とともに、事故防止にもつながる重要なことであることを再認識すべきでしょう。
- 本人の前で気になるような言葉をしゃべっている。
- 本人のいる前で、トイレ(便のこと)に関して話された。
- 化粧をしている母に対し、眉の描き方がおかしいと平気で言う。
- 意思疎通の出来ない人に対し、「もう食べないの?」と言った。
- 「あれが悪い。」「これが悪い。」と短所ばかり言う。
配慮が足りない無神経な言動は、高齢者の尊厳を傷つけるものです。法令上の「虐待」でなかったとしても、ハラスメント等の人権侵害に当たる場合もあります。「そんなつもりはなかった」としても、専門職ならば、その「招いた結果や事実」を客観的に受けとめるべきでしょう。その内容の貧しさも含めコミュニケーション技術の不足等の専門技術としての課題でもあります。
また本人や他の利用者の噂話、疾病等については倫理的な問題であるばかりではなく、個人情報との関係があるので厳禁です。廊下等で職員間の私語や内部の話をするのも注意しましょう。

- 車椅子の老婦人が「帰りたい。」と言っていることに対し、無視している。

- お願い事をした際、不快な顔をされ、少し嫌な感じだった。

職員が考えている以上に、高齢者や家族は職員に気を遣っていたり、その言動に傷ついたり不安になったりすることが調査で浮かび上がってきました。職員は施設の雰囲気づくりにとても重要な役割を担っており、影響を及ぼしています。たとえ業務で忙しかったり、何か考え込んでいて、そこにいる高齢者に気がつかなかったりということがあるかもしれません。しかし、それが高齢者を無視した、高齢者を大切にしていない等の誤解を招く場合もあることを肝に銘じることが必要でしょう。

- 怪我をした際、必要以上に「〇〇さん、分かりましたか？」と確認された。

高齢者や家族に、確認をとることはとても重要で、特に契約や事故等に関わる場合、施設側としては「念には念を」いれたくなるかもしれません。

しかし、そのことが、時に高齢者への配慮に欠けたり無神経と思われたりする言動となり、高齢者の誇りを非常に傷つけることや、職員のその高齢者への態度や「まなざし」が家族を悲しませることもあるのだ、ということを確認しておきましょう。

- 対応に事務的なところを感じる。

- 一分一秒でもいたくない態度が見える。

無表情、暗い表情、不機嫌な表情等は非言語的コミュニケーションの視点から考えると、ネガティブな意思伝達です。それは、高齢者に疎外感を与え、生活空間を暗く不安なものとする、支援とは相反する行動です。

また職員が意欲的に笑顔で職務に従事できるようにするのは、施設における援助の課題の一つとして捉え、組織的に取り組む必要があります。

(4)性に関するもの

- 1 カーテンを開けっ放しで、オムツ交換をしていた。
- 2 カーテンもせず、廊下から丸見えの状態ですぐ側にパンツを脱がせっぱなし。
- 3 下着を履いているかどうか、ズボンを下げて確かめる。
- 4 下着をおろした状態のまま、ズボンを履かされていた。
- 5 入浴、排泄等、身体介護で恥ずかしい、嫌だと感じたことがあった。
- 6 女性介護士に「女として恥ずかしいことをされた。」と言っていた。
- 7 いきなり懐に手を入れ、脇の下を触る。
- 8 男性介護士が母のオムツ替えに来たとき、他の入所者の性的なことを話題に挙げて話をしていたようだ。
- 9 男性スタッフにお風呂や下の世話をしてもらう。
- 10 男性が入浴介助をしてくれることに戸惑った。
- 11 短期入所の身体検査の際、傷の有無を体中調べられ、肛門まで見られた父はどんなに恥ずかしい思いをしたか。

- カーテンを開けっ放しで、オムツ交換をしていた。

- カーテンもせず、廊下から丸見えの状態ですぐ側にパンツを脱がせっぱなし。

ケアを提供する側には、性的虐待の意図などまったくなくても、高齢者や家族の立場に立てば、まさに性的に虐待されたと感じる典型的な例といえます。自分自身に置き換えて考えてみれば、耐えられない感覚はよく理解できます。作業効率上の理由などもあると思われますが、それを優先するあまりプライバシーに関する配慮がおろそかになれば、どんなケアも決して評価されません。

また、認知症の状況などにより、どうせわからないからと考えることは、高齢者の尊厳を侵害していることとなります。そうした行為は高齢者だけでなく家族や他の利用者、実習生などの外来者にも不快を与えます。高齢者の羞恥心の有無にかかわらず、オムツ交換や着衣の交換等の際のプライバシーに関する配慮は最低限不可欠なものとして心得ましょう。

- 下着を履いているかどうか、ズボンを下げて確かめる。

- いきなり懐に手を入れ、脇の下を触る。

これも、高齢者や家族に不愉快な思いをさせてしまう典型的な行為といえます。いずれも必要な介護者行為であると思われますが、ちょっとした配慮不足から、高齢者や家族が尊厳を傷つけられたと感じたり、性的に虐待されたと感じたりすることにつながります。声かけをしながら高齢者の思いに配慮しつつケアや確認を行うという基本を大切にしていれば、不必要に不快感を与えたり、虐待との誤解を招いたりするようなことを防ぐことにもつながります。

- 男性介護士が母のオムツ替えに来たとき、他の入所者の性的なことを話題に挙げて話をしていたようだ。

性的な冗談、容姿、身体についての話題など、人によって不快さを感じる話題は性的な嫌がらせ（セクシャルハラスメント）にあたります。多くの場合は、日常的なコミュニケーションや親しさの表現のつもりが過剰となったものと考えられますが、受け手や周囲の人（家族や他の利用者も含みます）が不快さを感じ、ときには心的外傷を負うようなこともあり、十分な配慮が必要です。

また、スタッフ同士の会話も同様の配慮が必要です。休憩時間中の何気ない会話なども高齢者や家族に不快感を与えないように配慮することが求められます。

- 男性スタッフにお風呂や下の世話をしてもらう。

- 男性が入浴介助をしてくれることに戸惑った。

異性のスタッフから入浴や排泄の介助を受けることに抵抗を感じるのは、一般常識に照らして考えてみればごく自然なことです。

確かに、スタッフ体制などの事情もあり、同性介護の要望にすべて応じることは困難であり、また、スタッフの身体的な負担などを考慮すれば男性介護者が入浴などの介護に当たらざるを得ない状況が現実と思われます。

しかし、それを当り前としてしまうのではなく、あくまでも、高齢者や家族の思いに寄り添い可能な限り個別に対応していこうとする姿勢を大切にしたいものです。入浴や排泄の介護を一律に進めてしまうのではなく、部分的な交代なども含めた体制上の工夫を検討するなど、十分なコンセンサスを得て進めていくことが高齢者の尊厳を支える介護につながると言えるでしょう。

- 短期入所の身体検査の際、傷の有無を体中調べられ、肛門まで見られた父はどんなに恥ずかしい思いをしたか。

ケアそのものは必要で適切に実施されていても、説明が不足すると適切なケアとして受け止められなくなってしまう。更衣や排泄、入浴のケア、健康管理上必要となる陰部の確認などは、ちょっとした説明不足や配慮不足が尊厳を損なうことにつながる恐れがあり、十分留意したいものです。状況が理解できなかったり、不安を感じたりしていることも少なくありませんので、より丁寧な説明と同意の確認が求められると思われます。

(5) 金銭等に関する経済的なもの

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 ヘルパーさんに金品を要求された。2 出金日が決まっていて、好きなときにおろせない。3 父は見聞きが満足に出来ないのに、かなり高額なテレビ使用量を取られている。4 刺激を与えることを理由に、見てもいないテレビの利用料を請求されている。5 不当な料金を請求されている。6 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた。7 お風呂に入っていないのに、料金を取られた。 |
|--|

- ヘルパーさんに金品を要求された。

- 父は見聞きが満足に出来ないのに、かなり高額なテレビ使用量を取られている。

- 不当な料金を請求されている。

正当に必要な物品の購入代金等を請求しても、不当な請求を受けたと誤解されることがあるかもしれません。丁寧な説明をして納得を得ることは当然ですが、必要に応じて判断能力のある第三者

の立会いを得たり、領収書等により金銭の受領経過が記録に残るようにしておいたりすることが求められます。

また、高齢者の利益が侵害される恐れがあると思われる場合は、地域福祉権利擁護事業や成年後見などの制度活用を助言するなど、積極的な権利擁護への支援を進めることも従事者には求められます。

万が一、判断能力の低下した高齢者や家族などの事情につけ込んで、不当に金品を要求する行為があるとすれば、それは介護に従事するすべての専門職の信用を失墜させる重大な犯罪行為です。

- 出金日が決まっていて、好きなときにおろせない。
- 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた。

集団生活となる施設等での金銭管理は、盗難防止や紛失などのトラブル防止の観点から大切な支援の一つです。しかし、人によっては、それを過剰に管理されていると感じる方も少なくありません。どのようなルールに基づいて管理を行うのかを高齢者はもとより、第三者に対してもいつでも説明できる体制を整えておく必要があります。一方的な管理の視点にたってしまうと、説明不足などを生じ、勝手な出費をしたといった誤解を招くことにつながります。

また、実際に認知症などにより日常的な生活費の自己管理が困難な方もいらっしゃるので、一律の対応ではなく、その方の能力に応じた個別的な対応を心掛けていきたいものです。

ステップ1

自己点検シート(チェックリスト)により自分自身をふりかえる

(1) スタッフ用

1	高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	はい	いいえ
2	虐待は違法行為であり、許されないことである	はい	いいえ
3	虐待を発見した時には通報義務がある	はい	いいえ
4	虐待の通報先を知っている	はい	いいえ
5	安全のために行う身体拘束は虐待にあたらない	はい	いいえ
6	向精神薬などで強く精神作用を抑えることは身体的虐待にあたる	はい	いいえ
7	高齢者に必要なケアを行わないのは、放任であり虐待である	はい	いいえ
8	言葉の暴力は心理的虐待である	はい	いいえ
9	陰部を不必要に露出させたり、卑猥なことを言うのは性的虐待である	はい	いいえ
10	高齢者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる	はい	いいえ
11	介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい	はい	いいえ
12	虐待防止についての施設としての取組がある	はい	いいえ
13	ケアの質の向上に向けた施設としての取組がある	はい	いいえ
14	施設内外の研修に参加している	はい	いいえ
15	職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取組がある	はい	いいえ
16	自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じることもある	はい	いいえ
17	自分が働く施設では虐待はないと思う	はい	いいえ
18	虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う	はい	いいえ
19	感じた疑問を同僚や上司と話し合える状況である	はい	いいえ

20	不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない状況がある	はい	いいえ
21	高齢者の行動を強制的に制止しなければならない場合がある	はい	いいえ
22	ナースコールが頻繁な場合にナースコールを抜いたり止めたりすることがある	はい	いいえ
23	トイレで対応できると思われる高齢者におむつ対応をすることがある	はい	いいえ
24	他の職員が見ていない状況だと、高齢者への対応がぞんざいになることがある	はい	いいえ
25	粉薬をご飯に混ぜることがある	はい	いいえ
26	女性高齢者の入浴や排泄介助を男性職員が行うことがある	はい	いいえ
27	子どもに対してするような対応や言葉かけがある	はい	いいえ
28	声かけをせずにズボンを下げたりシャワーをかけたりすることがある	はい	いいえ
29	性的な冗談や身体について話題にすることがある	はい	いいえ
30	他者に見える状態で排泄や入浴の介助をすることがある	はい	いいえ

(2) 管理者用

1	五つの虐待の種類を知っている	はい	いいえ
2	崇高な理念をもつと施設虐待は起こらない	はい	いいえ
3	虐待は違法行為であり、許されないことである	はい	いいえ
4	虐待は基本的人権の侵害である	はい	いいえ
5	施設職員及び管理者は虐待被害者を発見したときには通報義務がある	はい	いいえ
6	虐待の通報先を知っている	はい	いいえ
7	虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきである	はい	いいえ
8	虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている	はい	いいえ
9	安全のために行う場合の身体拘束は虐待にあたらない	はい	いいえ
10	職員の教育がしっかりしていれば虐待は起こらない	はい	いいえ
11	自分が管理する施設では高齢者虐待が起こるはずがない	はい	いいえ
12	虐待防止についての施設としての取組がある	はい	いいえ
13	部下に対するパワーハラスメントは存在しないと考えている	はい	いいえ
14	不適切な対応だとわかっているにもかかわらず、せざるを得ない場合がある	はい	いいえ
15	高齢者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる	はい	いいえ
16	虐待防止に係る研修に参加したことがある	はい	いいえ
17	介護に関する技術や経験が未熟だと高齢者への虐待につながりやすい	はい	いいえ
18	夜勤帯の業務の内容を具体的に知っている	はい	いいえ
19	ストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある	はい	いいえ
20	職員の労働条件と施設内虐待は関係がない	はい	いいえ

21	高齢者、家族からの苦情を解決するための体制が整備されている	はい	いいえ
22	職員同士のコミュニケーションはとれている	はい	いいえ
23	ケアについて感じた疑問を同僚や上司と話し合える職場環境である	はい	いいえ
24	忙しい時間帯ほど、管理者として現場の状況を把握している	はい	いいえ
25	虐待までには至らないが、不適切なケアがあると思う	はい	いいえ
26	本人の食事を待たずに食事膳を下げることは、忙しいときは仕方がない	はい	いいえ
27	目やにがたまっている、爪が伸びている、髭が伸びているなどケアの質が保たれないのは仕方がない	はい	いいえ
28	高齢者が職員を呼んでいるのにすぐに行けないことが何度もあった	はい	いいえ
29	粉薬を飲まない高齢者にはご飯にまぜて飲ませるべきだ	はい	いいえ
30	仕事の効率上、おむつ交換を時間で行うのはやむを得ない	はい	いいえ

自己点検シート（チェックリスト）解説

（１）スタッフ用

- | | |
|--|----|
| 1 高齢者虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護の世話の放棄・放任がある | はい |
| 2 虐待は違法行為であり、許されないことである | はい |
| 3 虐待を発見した時には通報義務がある | はい |
| 4 虐待の通報先を知っている | はい |

- 高齢者虐待とは何か、どのような規定があるのか、発見した場合にどうすればよいのか等、法的な根拠について、養介護施設従事者等は施設に暮らす高齢者の最も身近な立場にある者として、知っておく必要があります。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 5 安全のために行う身体拘束は虐待にあたらない | いいえ |
|-------------------------|-----|

- 安全のために行う身体拘束であっても、「緊急やむを得ない」場合を除き身体拘束は禁止されています。本当に他の対応方法がないのか、そうしないと重大な事故に結びつくのか、一時的な対応なのか等、十分な検討が必要です。緊急やむを得ない場合ではなく身体拘束が行われている場合は、拘束廃止に係る施設方針の不備や、人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題、有効な介護方法を知らないなどケアの技術不足が原因となっている場合も考えられます。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 6 向精神薬などで強く精神作用を抑えることは身体的虐待にあたる | はい |
| 7 高齢者に必要なケアを行わないのは、放任であり虐待である | はい |
| 8 言葉の暴力は心理的虐待である | はい |
| 9 陰部を不必要に露出させたり、卑猥なことを言うのは性的虐待である | はい |

- それが高齢者にとって必要なケアなのに意図的に行わない場合、職員の倫理観の欠如及び職員間で指摘することがないなどのけん制機能の欠如が考えられます。
- これまでの人生を歩んでこられた「人」に対する尊厳の保持の欠如など職員の倫理的な問題、職員間で指導したり話し合う機会がないなど組織のけん制機能欠如の課題、認知症についての無理解や有効な介護方法を知らないなどケアの技術不足等が考えられます。

- | | |
|---------------------------------|----|
| 10 高齢者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる | はい |
|---------------------------------|----|

- 高齢者の金銭管理について、複数の職員によるチェックなど組織のけん制機能をもたせた適正な金銭使途・管理体制とする必要があります。

- | | |
|----------------------------------|----|
| 11 介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい | はい |
| 12 虐待防止についての施設としての取組がある | はい |
| 13 ケアの質の向上に向けた施設としての取組がある | はい |
| 14 施設内外の研修に参加している | はい |
| 15 職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取組がある | はい |

- 虐待防止やケアの質の向上に向けた、法令知識や介護知識・技術の向上について、職員個人レベルでは自己研さんに努める必要があります、組織の取組としてはこれらにかかる研修等の機会の確保及び虐待防止の体制づくりが必要です。

16 自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じることもある	はい
17 自分が働く施設では虐待はないと思う	いいえ
18 虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う	はい

- 実際に不適切な状態がないのであれば良い介護現場であると考えられますが、不適切な状態があるのに疑問を感じない場合、倫理観の欠如やケアに関する知識・技術不足も考えられます。
- 虐待防止やケアの質の向上に向けた、法令知識や介護知識・技術の向上について、職員個人レベルでは自己研さんに努める必要があり、組織の取組としてはこれらにかかる研修等の機会の確保及び虐待防止の体制作りが必要です。

19 感じた疑問を同僚や上司と話し合える状況である	はい
---------------------------	----

- 風通しのよい職場環境は、チームアプローチの充実や組織としての問題解決力の向上につながり、より良いケアに結びつくと考えられます。このような好循環の職場環境は職員の離職率も低下し、現在課題となっている人材不足に対しても有効であると考えられます。

20 不適切な対応だとわかっていても、せざるを得ない状況がある	いいえ
21 高齢者の行動を強制的に制止しなければならない場合がある	いいえ

- 高齢者の状態による「緊急やむを得ない」場合の身体拘束や危険回避等について、必要な手続きを踏む必要があります。また、高齢者がなぜそのような状態になっているのか、そのような状態にしないためにはどうすればいいのか、といった個別ケアの検討を進める必要があります。上記以外の場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。

22 ナースコールが頻繁な場合にナースコールを抜いたり止めたりすることがある	いいえ
23 トイレで対応できると思われる高齢者におむつ対応をすることがある	いいえ

- それが高齢者にとって必要なケアなのに意図的に行わない場合、職員の倫理観の欠如及び職員間で指摘することがないなどのけん制機能の欠如が考えられます。
- それが高齢者にとって必要なケアなのに、必要であるとの認識がない場合、介護者のケアに関する知識・技術不足が考えられます。
- それが高齢者にとって必要なケアだと認識しているが、他の業務を行わなければならない場合、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、職員は職業倫理と現状とのギャップに苦しむので、その改善に向けては組織的な対応が必要です。

24 他の職員が見ていない状況だと、高齢者への対応がぞんざいになることがある	いいえ
--	-----

- 職員の倫理的な問題が考えられます。誰も他者の存在がない状況では行動の規制が緩みがちであり、施設は密室性も高いので、それらのリスクを減らすための仕組みとして職員間のチェック機能や職員教育といった組織の取組も必要です。

25 粉薬をご飯に混ぜることがある	いいえ
26 女性高齢者の入浴や排泄介助を男性職員が行うことがある	いいえ
27 子どもに対してするような対応や言葉かけがある	いいえ
28 声かけをせずにズボンを下げたりシャワーをかけたりすることがある	いいえ
29 性的な冗談や身体について話題にすることがある	いいえ
30 他者に見える状態で排泄や入浴の介助をすることがある	いいえ

- 職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対象としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすいため、改善する必要があります。

自己点検シート（チェックリスト）解説

（２）管理者用

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 五つの虐待の種類を知っている | はい |
| 2 崇高な理念をもつと施設虐待は起こらない | いいえ |
| 3 虐待は違法行為であり、許されないことである | はい |
| 4 虐待は基本的人権の侵害である | はい |
| 5 職員及び管理者は虐待被害者を発見したときには通報義務がある | はい |
| 6 虐待の通報先を知っている | はい |
| 7 虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきである | はい |
| 8 虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている | はい |

- いかに管理者・経営者が崇高な理念を持ち、良心的であっても、施設内での虐待が起こる可能性があります。虐待を防ぐために、虐待の事実が確認された後の速やかな対応のためにも、基本的な知識として、法的根拠の熟知は必須です。

- | | |
|----------------------------|-----|
| 9 安全のために行う場合の身体拘束は虐待にあたらない | いいえ |
|----------------------------|-----|

- 安全のために行う身体拘束であっても、「緊急やむを得ない」場合を除き身体拘束は禁止されています。「緊急やむを得ない場合」とは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の３つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されている場合をさします。「緊急やむを得ない場合」でないのに身体拘束が行われている場合は、拘束廃止に係る施設方針の不備や、人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題、有効な介護方法を知らないなどケアの技術不足が原因となっている場合も考えられます。

- | | |
|----------------------------|-----|
| 10 職員の教育がしっかりしていれば虐待は起こらない | いいえ |
|----------------------------|-----|

- 職員への教育不足も高齢者虐待の起きる要因の一つですが、それだけで、高齢者虐待が防げるというものではありません。労務管理や職員から情報をうまく収集するシステムなどがなければ、虐待の防止に十分な効果が得られない可能性があります。

- | | |
|------------------------------|-----|
| 11 自分が管理する施設では高齢者虐待が起こるはずがない | いいえ |
|------------------------------|-----|

- あらゆる施設で虐待は起こりえます。いかに、理念や方針が崇高であっても、いかに管理者が人格的に高潔であっても、虐待が防げるとは限りません。

- | | |
|-------------------------|----|
| 12 虐待防止についての施設としての取組がある | はい |
|-------------------------|----|

- 施設には、各種の委員会など、虐待防止に係る組織が設置・運営されていることと思いますが、それらの組織における責任と役割及び権限が整理されているでしょうか。単に設置されているだけでなく、十分に機能し、形骸化していないことが重要です。

13 部下に対するパワーハラスメントは存在しないと考えている

いいえ

- 施設管理者が気づかないうちにパワーハラスメントが生じることもあります。また、職員等の上司と部下の間にも、パワーハラスメントが存在しているかもしれません。自分の意見が言えない状態、上司への報告がしづらい状態は、良いチームアプローチが出来ずサービス提供の妨げになるとともに、職場ストレスの増加や、起こった問題に対する対応の遅れなどを生み出します。

14 不適切な対応だとわかっているけど、せざるを得ない場合がある

いいえ

- 高齢者がなぜそのような状態なのか、そのような状態にしないためにはどうすればよいのか、といった個別ケアの検討をすすめる必要があります。個別ケアの検討が十分すすめられたにも関わらず、そうせざるを得ない場合は、効率優先や人手不足、業務多忙などの組織的な課題が考えられます。このような場合、職員等は職業倫理と現状とのギャップに苦しみ、ストレスを多く感じるようになるので、その改善に向けて組織的な対応が必要です。

15 高齢者の金銭が適正に使われていないのは経済的虐待にあたる

はい

- 高齢者の金銭管理について、複数の職員によるチェックなど適正な金銭使途・管理体制とする必要があります。また、成年後見人制度の活用を検討も必要でしょう。

16 虐待防止に係る研修に参加したことがある

はい

- 管理者の意識は、施設全体のあり方を左右するといっても過言ではありません。高齢者の尊厳保持のために、管理者から率先した虐待の防止に向けた意識の高揚と知識の向上を図ることが必要でしょう。

17 介護に関する技術や経験が未熟だと高齢者への虐待につながりやすい

はい

- 職員等のスキルは、多くの場面に対応し、自らが考え学んだ経験と、適切なスーパービジョンによって徐々に培われていきます。スキルの低い職員が、困難な事例に直面した場合、過度にストレスを蓄積してしまうことも考えられます。長く働くことができ、個々の職員等のスキルアップが図れるような、職場環境の整備が重要です。

18 夜勤帯の業務の内容を具体的に知っている

はい

19 ストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある

はい

20 職員の労働条件と施設内虐待は関係がない

いいえ

21 高齢者、家族からの苦情を解決するための体制が整備されている

はい

22 職員同士のコミュニケーションはとれている

はい

23 ケアについて感じた疑問を同僚や上司と話合える職場環境である

はい

- 高齢者虐待は、様々な要因が背景となって発生します。業務遂行上のストレスも、高齢者虐待の要因の一つです。職員等が感じているストレスの原因について、把握、分析し、職員等がストレスをためることなく生き生きと業務遂行ができるように、労務管理の適切な運用と職場環境の整備が望まれます。

24 忙しい時間帯ほど、管理者として現場の状況を把握している

はい

- 日々の業務の中で業務量が集中するなどの忙しい時間帯は事故や不適切な行為が発生しやすくなります。現場が忙しい時ほど状況の把握や、それに基づく状況の分析が必要です。必要であれば職員体制の整備も含めた検討が必要でしょう。

25 虐待までには至らないが、不適切なケアがあると思う

はい

- 高齢者虐待以外にも、明確に虐待とは言い切れない、「不適切なケア」が存在します。「不適切なケア」は、放置され蓄積されていくと顕在化した虐待となりうる場合があります。「不適切なケア」を早期に発見し、早い段階で対策を講じることが必要です。

26 本人の食事を待たずに食事膳を下げることは、忙しいときは仕方がない

いいえ

27 目やにがたまっている、爪が伸びている、髭が伸びているなどケアの質が保たれないのは仕方がない

いいえ

28 職員を呼んでもすぐに来てくれないことが何度もあった

いいえ

29 粉薬を飲まない高齢者にはご飯にまぜて飲ませるべきだ

いいえ

30 仕事の効率上、おむつ交換を時間で行うのはやむを得ない

いいえ

- 職員個人の不適切なケアという問題だけでなく、効率優先や人手不足で十分な対応ができないなど組織上の課題も含め、検討が必要です。効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対称としか見ない機械的で非人間的なケアにつながりやすく、虐待を生む温床になります。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成十七年十一月九日法律第百二十四号〕

〔法務・厚生労働大臣署名〕

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。))において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。))については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出

を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成一八年一二月二〇日号外法律第一一六号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則六条による改正〕

平成二三年 六月二二日号外法律第七二号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

平成二九年 六月 二日号外法律第五二号〔地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律三条による改正〕

令和 二年 六月一二日号外法律第五二号〔地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則六条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日二～五〔略〕

六 〔前略〕附則第五十三条、〔中略〕第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定

を含む。)は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
- 3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第一百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年一二月二〇日法律第一一六号抄〕

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月政令一〇号により、平成一九・一・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年五月二八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一月政令九号により、平成二一・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七九号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。
(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則〔平成二六年六月二五日法律第八三号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七 〔略〕

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年六月二日法律第五二号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二・三 〔略〕

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔令和二年六月一二日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第六条の規定〔中略〕 公布の日

二 〔略〕

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号)施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕